

第二種貨物利用運送事業(内航海運)適用運賃表 (積合せ貨物:平成29年運賃を適用)

I. 基準運賃率表

(単位:円)

重量	距離							距離		500kmまで		
	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	250kmまで	重量	距離	300kmまで	350kmまで		400kmまで	450kmまで
10kgまで	1,240	1,270	1,280	1,280	1,320	10kgまで		1,320	1,330	1,330	1,350	1,350
20kgまで	1,370	1,390	1,450	1,490	1,500	20kgまで		1,510	1,540	1,570	1,590	1,610
30kgまで	1,500	1,520	1,570	1,610	1,660	30kgまで		1,690	1,710	1,720	1,760	1,760
40kgまで	1,650	1,670	1,760	1,830	1,890	40kgまで		1,950	2,000	2,080	2,120	2,150
60kgまで	1,760	1,810	1,930	2,010	2,120	60kgまで		2,190	2,280	2,380	2,460	2,500
80kgまで	2,010	2,100	2,240	2,380	2,510	80kgまで		2,640	2,750	2,890	3,020	3,130
100kgまで	2,280	2,370	2,560	2,740	2,910	100kgまで		3,080	3,240	3,390	3,540	3,690
120kgまで	2,520	2,640	2,870	3,090	3,310	120kgまで		3,510	3,650	3,870	4,030	4,180
140kgまで	2,810	2,910	3,190	3,470	3,710	140kgまで		3,960	4,170	4,380	4,600	4,790
160kgまで	3,050	3,200	3,510	3,830	4,100	160kgまで		4,380	4,610	4,850	5,120	5,340
180kgまで	3,300	3,480	3,830	4,190	4,500	180kgまで		4,790	5,060	5,340	5,620	5,910
200kgまで	3,420	3,670	4,030	4,360	4,760	200kgまで		5,040	5,240	5,640	5,920	6,130
250kgまで	3,970	4,230	4,700	5,180	5,560	250kgまで		5,950	6,310	6,690	7,050	7,430
300kgまで	4,600	4,940	5,500	6,000	6,550	300kgまで		6,990	7,450	7,900	8,350	8,800
350kgまで	5,180	5,620	6,270	6,810	7,510	350kgまで		8,040	8,510	9,090	9,620	10,080
400kgまで	5,800	6,310	7,060	7,810	8,490	400kgまで		9,110	9,700	10,330	10,950	11,550
450kgまで	6,420	7,000	7,840	8,660	9,460	450kgまで		10,170	10,840	11,540	12,210	12,920
500kgまで	7,030	7,680	8,600	9,450	10,420	500kgまで		11,190	11,920	12,760	13,530	14,250
550kgまで	7,660	8,390	9,430	10,410	11,410	550kgまで		12,260	13,120	13,990	14,830	15,680
600kgまで	8,280	9,080	10,200	11,190	12,370	600kgまで		13,310	14,240	15,180	16,130	17,070
650kgまで	8,890	9,760	10,920	12,150	13,360	650kgまで		14,370	15,380	16,400	17,410	18,440
700kgまで	9,510	10,420	11,760	13,020	14,300	700kgまで		15,400	16,510	17,610	18,710	19,810
750kgまで	10,130	11,120	12,550	13,890	15,280	750kgまで		16,480	17,660	18,840	20,010	21,210
800kgまで	10,740	11,780	13,310	14,780	16,260	800kgまで		17,530	18,770	20,050	21,330	22,580
850kgまで	11,330	12,490	14,100	15,650	17,230	850kgまで		18,570	19,920	21,250	22,600	23,950
900kgまで	11,960	13,150	14,900	16,520	18,190	900kgまで		19,640	21,060	22,470	23,910	25,340
950kgまで	12,560	13,870	15,680	17,390	19,190	950kgまで		20,680	22,180	23,680	25,200	26,710
1000kgまで	13,160	14,520	16,460	18,280	20,140	1000kgまで		21,740	23,320	24,900	26,510	28,080
1,000kgを 1tを超え4tまで 超え100kg までごとの 加算額	778	980	1,256	1,512	1,772	1,000kgを 1tを超え4tまで 超え100kg までごとの 加算額		1,935	2,100	2,261	2,428	2,590
4tを超えるもの 加算額	381	463	591	698	871	4tを超えるもの 加算額		1,005	1,131	1,314	1,460	1,588

1. 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額(以下「基準運賃」という。)にその10パーセントを加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10パーセントを減額した額とする。

(単位:円)

(単位:円)

距離 重量		550kmまで	600kmまで	650kmまで	700kmまで	750kmまで	距離 重量		800kmまで	850kmまで	900kmまで	950kmまで	1000kmまで	1000kmを超え100kmまで ごとの加算額
10kgまで	10kgまで	1,360	1,360	1,370	1,370	1,380	10kgまで	1,380	1,380	1,390	1,390	1,390	1,420	15
20kgまで	20kgまで	1,650	1,670	1,690	1,720	1,730	20kgまで	1,730	1,780	1,790	1,810	1,850	1,860	49
30kgまで	30kgまで	1,810	1,860	1,890	1,940	1,970	30kgまで	1,970	2,010	2,040	2,100	2,120	2,150	66
40kgまで	40kgまで	2,240	2,280	2,340	2,400	2,460	40kgまで	2,460	2,500	2,580	2,620	2,690	2,740	115
60kgまで	60kgまで	2,590	2,690	2,740	2,820	2,900	60kgまで	2,900	2,960	3,050	3,130	3,200	3,260	151
80kgまで	80kgまで	3,250	3,350	3,480	3,610	3,700	80kgまで	3,700	3,830	3,930	4,060	4,170	4,270	228
100kgまで	100kgまで	3,830	3,980	4,110	4,270	4,420	100kgまで	4,420	4,570	4,720	4,860	5,000	5,160	294
120kgまで	120kgまで	4,390	4,570	4,750	4,930	5,080	120kgまで	5,080	5,270	5,440	5,620	5,790	5,980	352
140kgまで	140kgまで	5,000	5,210	5,430	5,630	5,840	140kgまで	5,840	6,080	6,290	6,490	6,700	6,910	425
160kgまで	160kgまで	5,580	5,830	6,080	6,310	6,560	160kgまで	6,560	6,810	7,060	7,310	7,540	7,790	488
180kgまで	180kgまで	6,170	6,450	6,720	7,000	7,300	180kgまで	7,300	7,540	7,820	8,100	8,390	8,670	555
200kgまで	200kgまで	6,490	6,780	7,060	7,350	7,660	200kgまで	7,660	7,940	8,240	8,531	8,830	9,130	590
250kgまで	250kgまで	7,780	8,150	8,520	8,890	9,260	250kgまで	9,260	9,620	9,970	10,340	10,710	11,090	734
300kgまで	300kgまで	9,240	9,680	10,140	10,590	11,040	300kgまで	11,040	11,490	11,920	12,370	12,820	13,270	895
350kgまで	350kgまで	10,670	11,210	11,750	12,280	12,790	350kgまで	12,790	13,310	13,870	14,380	14,900	15,430	1,059
400kgまで	400kgまで	12,150	12,770	13,410	14,010	14,610	400kgまで	14,610	15,230	15,830	16,440	17,050	17,660	1,221
450kgまで	450kgまで	13,620	14,300	15,010	15,720	16,400	450kgまで	16,400	17,100	17,770	18,470	19,190	19,860	1,387
500kgまで	500kgまで	15,080	15,840	16,620	17,390	18,170	500kgまで	18,170	18,950	19,710	20,490	21,300	22,050	1,547
550kgまで	550kgまで	16,530	17,390	18,250	19,110	19,980	550kgまで	19,980	20,810	21,670	22,540	23,380	24,240	1,711
600kgまで	600kgまで	17,990	18,930	19,870	20,810	21,750	600kgまで	21,750	22,690	23,620	24,550	25,480	26,430	1,875
650kgまで	650kgまで	19,470	20,460	21,500	22,530	23,530	650kgまで	23,530	24,550	25,570	26,580	27,610	28,640	2,038
700kgまで	700kgまで	20,930	22,010	23,110	24,230	25,320	700kgまで	25,320	26,420	27,520	28,640	29,730	30,810	2,201
750kgまで	750kgまで	22,380	23,550	24,740	25,930	27,130	750kgまで	27,130	28,290	29,480	30,660	31,850	33,010	2,364
800kgまで	800kgまで	23,840	25,100	26,370	27,630	28,880	800kgまで	28,880	30,170	31,420	32,680	33,950	35,220	2,527
850kgまで	850kgまで	25,300	26,650	27,960	29,320	30,670	850kgまで	30,670	32,030	33,370	34,720	36,060	37,400	2,691
900kgまで	900kgまで	26,770	28,180	29,620	31,030	32,480	900kgまで	32,480	33,890	35,320	36,750	38,180	39,590	2,853
950kgまで	950kgまで	28,210	29,730	31,240	32,760	34,270	950kgまで	34,270	35,750	37,250	38,780	40,280	41,800	3,016
1000kgまで	1000kgまで	29,680	31,260	32,870	34,460	36,030	1000kgまで	36,030	37,630	39,220	40,820	42,400	43,970	3,178
1,000kgを 超え100kg までごとの 加算額	1,000kgを 超え4tまで	2,756	2,917	3,081	3,245	3,408	1,000kgを 超え100kg までごとの 加算額	3,408	3,573	3,737	3,900	4,064	4,229	326
	4tを超えるもの	1,756	1,905	2,049	2,197	2,346	4tを超えるもの	2,346	2,492	2,640	2,789	2,933	3,084	294

2. 1,000kgを超える又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。

II. 割増率表

(1) 品目割増

項目	内 容	割増率
易 損 品	1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品	2割増
貴 重 品 高 価 品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	10割増
火 薬 類 発 煙 品 濃 酸 類	1. 火薬、爆薬、火工品(雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤)、その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸(類酸含有量1/10以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。)、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	10割増

(2) 特大品割増

項 目	割増率
1個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの	2割増

III. 諸料金

1. 集貨料又は配達料

- (1) 集貨又は配達の距離が15キロメートルを超え20キロメートルまでの間のものについては、50キログラムまでを100円とし、50キログラムまでを増すごとに100円を加算する。
- (2) 集貨又は配達の距離が20キロメートルを超えるものについては、上記(1)による額に、5キロメートルまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

2. 再配達料

- (1) 再配達の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまで 270円
以上50キログラムまでを増すごとに 100円
- (2) 15キロメートルを超える場合は、(1)のほか1の配達料を加算する。

3. 移送料

- (1) 車側から30メートルを超えるものについて30メートルまで、50キログラムまでを増すごとに 70円
- (2) 縦持ちにあつては、50キログラムまで1階を増すごとに 70円

4. 地区割増料

- (1) 東京都特別区、大阪市
50キログラムまでを増すごとに 100円
- (2) 札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、川口市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、

横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市
50キログラムまでを増すごとに 70円

5. 冬期割増料

- (1) 北海道(11月16日から4月15日まで)
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 230円
以上50キログラムまでを増すごとに 100円
- (2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県(12月1日から3月31日まで)
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 120円
以上50キログラムまでを増すごとに 30円

6. 連絡運輸中継料

中継1回につき、50キログラムまで 640円
以上50キログラムまでを増すごとに 140円

7. 保管料

50キログラムまで1日までごとに 50円

8. 貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲

荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合の運賃の減額について

- (1) 30キログラムまで 120円
(2) 30キログラムを超え50キログラムまで 140円
(3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに 90円

IV. 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

V. 運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

1. この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。
ただし、宅配便として受託した貨物の運送であつて、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。

(1口の意義)

3. 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます(営業所には荷扱所を含みます。以下同じ。)

(運賃計算の方法)

4. 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といひます。以下同じ。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運送距離の計算)

5. 運送距離(集貨、配達距離を除く。以下同じ。)は、貨物の発地の最寄りの営業所が存する最小行政区画及び貨物の着地の最小行政区画間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。

(2) 最小行政区画間のキロ程は、昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊「自動車路線営業料程表」(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)に掲げるキロ程によるものとし、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。

(経路が2以上ある場合の運送距離の計算)

6. 貨物の運送の経路が2以上ある場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

(連絡運輸の場合の運送距離)

7. 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。

(重量の計算)

8. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

9. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

(特大割増)

11. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなきは所定の割増率を適用します。

(特約割引)

12. 3ヶ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であつて、特約(文書をもって運送契約を締結したものに限る。)したのものについては15%以内の割引率を適用することができます。

(諸料金の計算)

13. 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割増率は適用しません。

(2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

(集貨又は配達料)

14. 貨物の集貨又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15キロメートルを超える部分については所定の集配料を収受します。

(再配達料)

15. 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

16. 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30メートル以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

17. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬季割増料を収受します。

(連絡運輸中継料)

19. 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

20. 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。

(1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。

(2) 到着の場合は、荷受人に貨物の到着通知を發した日(到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終った日)の翌々日から引渡し当日までの日数。

(貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲)

21. 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。

(1) 30キログラムまで 120円

(2) 30キログラムを超え50キログラムまで 140円

(3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに 90円

(パレット使用貨物)

22. 集荷先から配達先まで通してJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限ります。)を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに20円を4により計算した運賃から減じます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

23. 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。

① 距離、重量による運賃の計算

② 割増率、割引率適用の計算

③ 上・下10%幅の適用計算

④ 4の(3)による端数処理

⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算

⑥ 諸料金(13の(2)による端数処理を含む。)の計算

⑦ 23による加算の計算

⑧ 実費の計算

(実費負担)

25. 荷主の要求による運送に伴う特別の負担(有料道路利用料、貨物の荷造り、仕分け、荷掛金の立替、運送保険の締結、特別な方法による積込み又は取り卸し、その他運送に関して求められるサービスに対する対価)は実費として収受します。

26. 発着いずれかの荷主の責により車両が集配先に到着後30分を超えて留置されたときは、超過部分に対し待機時間料として当社の定める金額を収受します。

27. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の航送料(助手料金含む)} + 1\text{時間当り固定費} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積載効率}}$$

28. 館内配送料が発生する場合は、実費を収受します。

29. 貨物の発地、着地が離島の場合は、当社の定める金額を収受します。

30. 日祝日配達指定貨物については、当社の定める金額を収受します。(年末年始等当社が定めた休業日は配達指定をお受けいたしません。)

(その他)

31. この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取り決め、又は慣習によることができます。